

## 放課後児童クラブ一括運営業務委託に係る複数者制の導入検討について

令和元年5月に策定した富士市放課後児童クラブ運営基本方針に基づく一括運営業務委託を、一般社団法人コドモプラスを受託者として、令和2年4月1日から開始し、一括運営開始後3年目となる本年度は、15小学校区24児童クラブにおいて法人による運営を実施している。

令和4年6月17日開催の福祉保健委員会において、「子育て支援施策としての放課後児童クラブの在り方、行政と子育て支援団体の連携の在り方に関する陳情」についての審査がなされ、こども未来課の所見に対して委員会から要望が付された。

付された次の要望に関する実現可能性及び実務上の課題等について検討を行った。

### 富士市議会から付された要望

児童クラブの委託先の複数選択制については、陳情者の要望のとおり、委託法人間の切磋琢磨の観点、また危機管理の面からも必要であると考えるので、これまでの、1つの事業者への一括運営委託の方針を転換し、委託先を複数者とし、委託先を選択できる制度設計を要望する。

なお、その開始時期については、令和5年度当初に間に合わせるためには、公募や契約の手続上の時間的制約があることは考慮するが、可及的速やかに実施することを求める。

また、既に現委託先法人に移行している児童クラブの、他の委託先の選択については、先ほど求めた複数者選択制への切替えの中で、十分に検討するよう要望を付す。

## 1 複数者制及び選択制の導入について

### (1) 複数者制とする理由

富士市放課後児童クラブ運営基本方針（令和元年5月策定）では、1法人による一括運営を想定していたが、委託先法人における予期せぬ運営不履行などの発生を未然に防止する危機管理の観点により、複数者制を導入する。

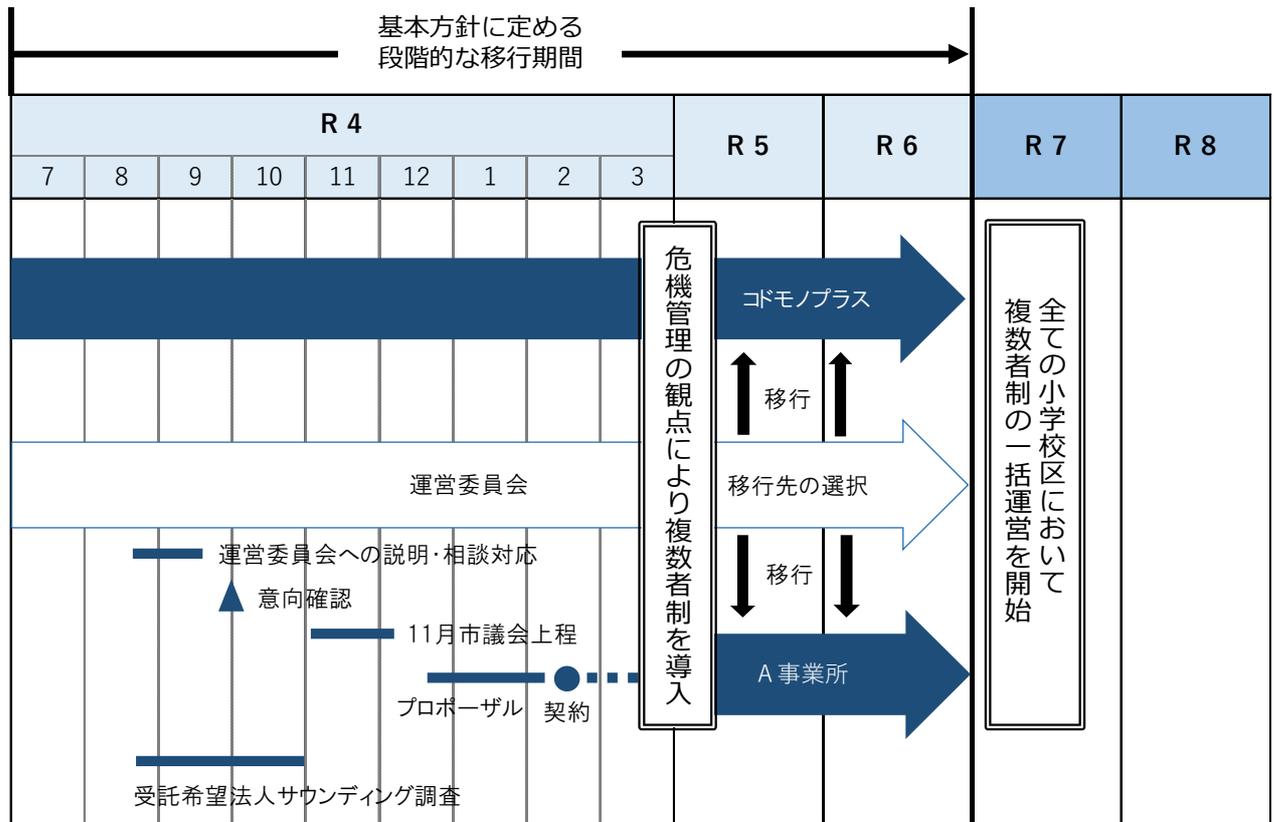
### (2) 複数者制の方策

- ① 令和5年度当初から複数者制を導入する。
- ② 運営委員会が令和5年度及び令和6年度に一括運営に移行する場合は、コドモプラスまたはコドモプラス以外の市が選定した事業者による運営を選択できるものとする。
- ③ 令和7年度からは、全ての小学校区において複数者による一括運営を開始する。

### (3) 実現に向けての検討事項

- ① 来年度からの一括運営を希望する地区があることを前提とした事業スキームのため、一括運営に移行する地区がない場合は、事業者の選定が困難となる。
- ② 事業者の選定（プロポーザル等）に当たっては、事前に債務負担行為による予算確保が必要となる。
- ③ 運営する児童クラブ数の見込みが立たず、受託期間も2年と短期間であるため、新たな事業者の応募がない恐れもある。

## 複数者制の導入スケジュール

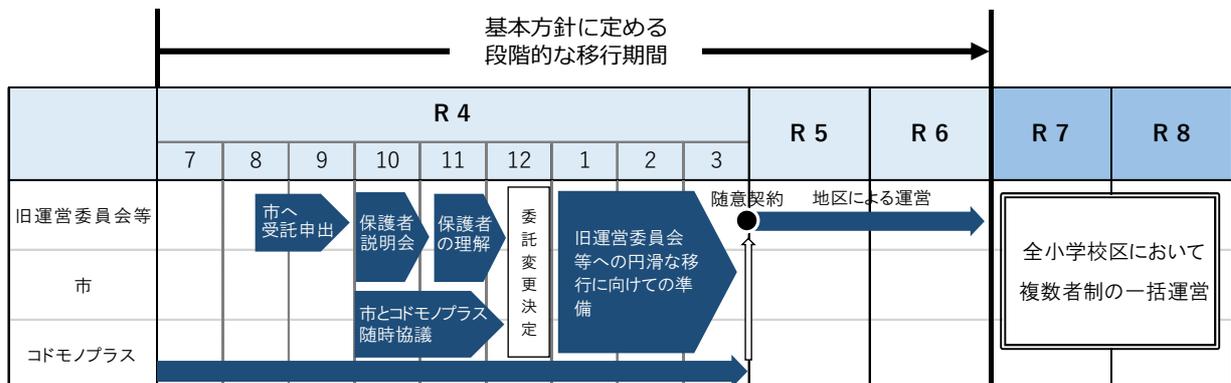


## 2 既に現委託先法人に移行しているクラブの、他の委託先の選択について

### (1) 方策

既に一括運営に参画しているクラブであっても、旧運営委員会等（旧運営委員会に代わり地区と放課後児童クラブとの連携を図ることを目的として設置された組織等を含む。）を中心とした運営母体が存在する場合は、令和6年度末まで個別の地区による運営を可能とする。

これにより、コドモノプラスによる一括運営が行われている児童クラブであっても、地区による運営を再度行うことで、一括運営事業者を選択することが可能となる。



## **(2) 実現に向けての検討事項**

- ① 事前に保護者説明会を実施するなど、保護者の意見を十分に尊重した上で地区による運営を決定する必要がある。
- ② コドモプラスとの契約内容に変更が生じる恐れ（運営する児童クラブ数の減、委託料の減など）があるため、事前の合意が必要となる。

## **(3) 旧運営委員会等が、運営を受託する場合に求められる事項**

- ① 安定した運営基盤を有する体制の構築
- ② 支援員等の確保
- ③ 運営主体が変わることで、少なからず利便性やサービス内容が変わることに対する、保護者への十分な説明と理解
- ④ 支援員の大幅な入れ替えに伴う利用児童へのフォロー

## **3 複数者制及び選択制を導入するに当たっての留意事項**

- (1) 利用児童、保護者、支援員向けアンケート結果を踏まえた施策の推進
- (2) 委託先が変わることによる利用児童や保護者の影響
- (3) 現場で働く支援員への配慮

複数者制の導入に伴い、場合によっては現委託先法人の受け持つ児童クラブ数が減少することになるが、現委託先法人が雇用調整を行った際、個別の支援員の意に沿わない結果となることが懸念される。

- (4) 福祉保健委員会所管事務調査などにおける議会への適切な報告